

重要につき、必ずご覧ください

パンフレットには「学生・子ども総合保険パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

■お申込方法・ご加入について

ご加入コースをご選択ください。
次に、ご加入コースの保険料をご確認ください。
(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振入ください。



・申込人(扶養者)

学習院初等科に在籍する児童の父母の方

・被保険者(補償の対象者)となる方の範囲

学習院初等科に在籍する児童の方(入学等手続を終えた方を含みます)。

※賠償責任保険はご家族も対象となります。

(注)学資費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。また、扶養者となる方の詳細についてはパンフレット別冊をご確認ください。

・加入者証 <加入者証郵送時期:4月下旬~5月下旬頃>

この制度は団体契約のため、ご加入内容を記載した加入者証を募集締切後に作成し郵送いたします。

加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので大切に保管ください。

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめたうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社) 引受割合 87% 東京海上日動火災 引受割合 13%

■保険金のお支払事例 ~例えばこんなことが起こったら~

<例1>

お子さまがクラブ活動中に熱中症にかかり5日間入院、退院後3日間通院した。



<例2>

お子さまがスポーツでうでを複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



<例3>

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突しケガをさせ、法律上の賠償責任を負った。



<例4>

お子さまが盲腸で5日間入院し、手術を受けた。



■事故が起こったら

事故が起こったら

早急に(30日以内に)
ご連絡を



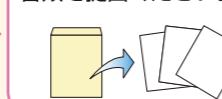
電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター
0120-258-189(無料)



請求書を提出

保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みでお支払いします。



■変更があった場合や、脱退される場合

ご加入内容に変更があった場合や脱退される場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

■お問い合わせ先

●代理店・扱者

株式会社学習院葵々会

〒171-0031 東京都豊島区目白1-5-1

TEL 03-5979-7767(平日9:00~16:30)

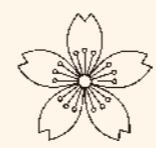
●引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

初等科新入生父母の皆さんへ



学習院初等科

児童総合補償制度

(学生・子ども総合保険)

のご案内(2024年度)

学習院初等科にご入学された方の制度です

(この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引

10%適用

保険料は
1日あたり約55円
(Aコースの場合)



賠償事故に対応!!

高額な賠償事例が発生している自転車運転中の事故のような、第三者に対する賠償責任を負った場合に1億円まで補償します。
※示談交渉サービス付(国内のみ)

学資費用を補償!!

扶養者の方がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に授業料等の学資費用を補償します。
※扶養者の方が病気により死亡された場合も対象となるコースもあります。

保険期間

2024年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで 6年間

募集締切日

2024年3月29日(金)まで(お早めにお手続きください)

(募集締切日は3月29日までとなっておりますが、なるべく入学手続と同時に手続きください。)
※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

お申込方法

同封の払込取扱票(児童総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

学校法人 学習院

加入コースは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

ご加入コースと一時払保険料 ^(注3)		6年間	Aコース 120,000円	Bコース 110,000円	Cコース 100,000円
I 賠償責任保険金額^(注1)		1億円(記録情報限度額500万円^(注4)) 示談交渉サービス付き(国内のみ)			
II 育学 育英 費用 補償 金額	疾病学資費用 保険金額(病気)	(支払年度ごと) 100万円	(支払年度ごと) 50万円		
III ケ 児童の本人 償の 保 償		学資費用保険金額^(注2) (ケガ) (支払年度ごと)100万円			
	育英費用保険金額 (ケガ)	(一時金)500万円			
IV 病 児童の本人 償の 保 償	死亡・後遺障害 保険金額	176.5万円	145.6万円	114.8万円	
	入院保険金日額	4,000円			
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の 10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の 5倍			
	通院保険金日額	2,000円			
V 天災危険補償	II・IIIのケガが補償対象となります。(IIの疾病学資費用は除かれます。)				

- 上記は職種級別A(児童等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 育英費用保険金・賠償責任保険金等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注1) 賠償責任保険金の被保険者の範囲は3ページI.賠償責任補償およびパンフレット別冊をご参照ください。
- (注2) 学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2030年4月1日までです。
- (注3) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- (注4) 記録情報とは、情報機器等に記録された情報をいいます。情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。

*昨年度の学習院初等科における「児童総合補償制度」の募集結果ではAコースの加入者が一番多くなっております。

●上記で募集するプランにセットされている特約

特約名・条項名	保険金の種類	募集プラン名	保険金支払事由を拡大・縮小、保険金を追加・削除、支払額を増加・削減する特約	募集プラン名
(傷害条項)	傷害保険金	死亡保険金 後遺障害保険金	A, B, C	
	入院保険金	手術保険金 通院保険金	A, B, C	
疾病補償基本特約	疾病保険金	疾病入院保険金 疾病手術保険金	A, B, C	
	放射線治療保険金		A, B, C	
(育英費用条項)	育英費用保険金		A, B, C	
(賠償責任条項)賠償責任条項の一部変更に関する特約	賠償責任保険金		A, B, C	
学業費用補償特約	学資費用保険金		A, B, C	
疾病による学業費用補償特約	疾病学資費用保険金		A, B	

学習院初等科

児童総合補償制度は

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりするなどして、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。ご家族も補償されます。
※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。
なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。詳細は別冊をご参照ください。

神奈川県、埼玉県に加えて2020年4月1日より、東京都においても自転車保険の加入が義務づけられています。

示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。(受託物の損害賠償を除きます。)

II. 学資費用補償・育英費用補償

<疾病学資費用補償>
疾病学資費用補償(A・Bコース)にご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合に授業料などの学費を実額でお支払いします。

<学資費用補償>
扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費を実額でお支払いします。

<育英費用補償>
扶養者がケガにより死亡、または重度後遺障害になられた場合に育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

III. 本人のケガの補償(傷害補償)

国内外を問わずお子さまがケガにより死亡・後遺障害を被った場合、入院、手術、通院した場合にお支払いします。
ケガの入・通院は1日目から補償します。

**扶養者の方が
ケガで死亡または
重度後遺障害の状態に
なられた場合**

**お子さまが卒業するまでに必要な費用を
ご存知ですか?**

入学後約800万円+生活費が必要です。

(入学初年度に支払う費用(入学金含む)を除きます)

(学習院初等科ホームページ 入試説明会 ■入学後納付金より)

学資費用保険金のお支払例(Aコースの場合)

【ご加入条件】

- ・保険期間:6年間
- ・学業費用支払対象期間:2030年4月1日まで
- ・学資費用保険金額:(支払年度ごと)100万円

【実際にかかった費用】

- ・授業料(年間実額):77万4,000円
- ・その他給食費・教材費等:約19万円

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定期までに支払った、事故日以降の毎年の授業料等の学費を実額でお支払いします。
支払年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。



扶養者の事故(ケガの場合)
1年生の4月30日の事故の場合

お支払例は、ケガの事故の場合です。
※学資費用はA・Bコースの場合、病気にによる死亡の場合も補償の対象です。育英費用はケガの事故のみ対象となります。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の育英費用、学資費用も補償されます。

